

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和元年6月5日 08時00分ごろ
発生場所	鹿児島県薩摩川内市 <small>いむた</small> 藺牟田 <small>お</small> 漁港小牟田地区 藺牟田港沖防波堤東灯台から真方位179°1,210m付近 (概位 北緯31°46.1′ 東経129°47.9′)
事故の概要	引船第二十八有昌丸は、えい航索を繋いだコンクリートミキサ船第十二建生丸の揚錨作業中、錨が定置網の錨綱に引っ掛かり、定置網が損傷した。
事故調査の経過	令和元年8月28日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第二十八有昌丸、19トン 273-9277島根、株式会社金田建設（A社） B コンクリートミキサ船 第十二建生丸、約1,071トン なし、A社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A船 なし B船 なし 定置網 箱網の破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約1.1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A船は、船長ほか1人が乗り組み、作業員4人が乗ったB船をえい航索で繋ぎ、B船の右舷船首部の錨を揚収し、次に北西方に投入していた‘B船の左舷船首部の錨’（以下「本件錨」という。）を引き揚げていたところ、本件錨が定置網の錨綱に引っ掛かった。 船長は、定置網が設置されていることを知っていたが、錨綱が定置網の東方に延びていることは知らなかった。
分析	A船は、B船を錨泊させる際、船長が、定置網の錨綱の存在を知らずに本件錨を投入していたことから、えい航索を繋いだB船の揚錨作業中、本件錨が定置網の錨綱に引っ掛かり、定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が、B船を錨泊させる際、船長が、定置網の錨綱の存在を知らずに本件錨を投入していたため、えい航索を繋いだB船の揚錨作業中、本件錨が定置網の錨綱に引っ掛かったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	定置網の所有者は、本事故後、B船が作業を行う工事が完了するま

の間、定置網の錨綱の東端を示す浮きを設置する措置を講じた。

今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、錨泊する場合、事前に錨泊場所の情報収集を行い、定置網の錨綱などの情報も把握すること。